

倉吉市商品等販路開拓支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第29号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、倉吉市商品等販路開拓支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「展示商談会等」とは、事業者間で行われる取引に関する交渉、相談等のために開かれる催し（オンラインによるもの含む。）であって、一定の場所及び期間のうちにおおむね5以上の事業者が参加するものをいう。ただし、補助金以外の給付金の交付を受けて行われるもの及び一般消費者への販売促進を主たる目的とするものを除く。

2 この要綱において、「技術」とは、生産の仕組みや技法に関する部品、材料、装置、ノウハウ等をいう。

3 この要綱において、「商品等」とは、補助事業者が自ら開発・製造した商品、製品（一次産品を含む。）又は技術をいう。

(交付目的)

第3条 補助金は、市内の中小企業等が各種の展示商談会等に商品等を出展する場合に要する費用を補助することにより、商品等の販路開拓を促進し、本市の中小企業等の販売力及び競争力を向上させ、もって本市の産業振興を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第4条 市は、前条の目的を達成するため、別表の第1欄に掲げる補助事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる補助事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額に同表の第4欄に定める率を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てた額）と第5欄に掲げる額とのいずれか少ない額以下とする。

3 補助金の交付は、同一の補助事業者につき一会計年度1回を限度とする。

(交付申請の時期等)

第5条 補助金の交付申請は、市長が別に定める日までに行わなければならない。この場合において、当該交付申請に用いる様式は、規則第5条の申請書（次項において「交付申請書」という。）による。

2 交付申請に添付すべき規則第5条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(交付決定の時期)

第6条 補助金の交付の決定は、原則として、交付申請を受けた日から10日以内に行うものとする。

2 補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 第1項及び第4条第1項の規定にかかわらず、補助金の交付申請を行った者が規則第6条の2各号に掲げる者である場合は、市は、その者に補助金の交付決定を行わない。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の市長の承認を要しないものとして別に指定する変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。この場合において、変更についての承認を受けようとする場合に用いる様式

は、規則第12条第3項の申請書による。

(1) 補助金の増額

(2) 補助金の2割を超える減額

2 前条第1項の規定は、規則第12条第1項の変更等の承認について準用する。

(検査員による検査)

第8条 規則第14条の規定による検査員は、補助事業の完了予定の日までに、少なくとも一度、補助事業の完了の状況を確認するための検査を行わなければならない。この場合において、補助事業者は、当該検査の実施に協力しなければならない。

(実績報告の時期等)

第9条 規則第17条第1項の規定による報告は、次の各号に掲げる場合に依じて、当該各号に定める日までに行なわなければならない。この場合において、当該報告に用いる様式は、規則第5条の報告書(次項において「実績報告書」という。)による。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合 補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日又は間接交付の中止若しくは廃止の日から20日を経過する日と当該年度の翌年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合 交付決定を受けた日が属する年度の翌年度の4月10日

2 実績報告書に添付すべき規則第17条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第4号及び様式第2号によるものとする。

(補助金の支払)

第10条 補助金の支払の請求に用いる様式は、規則第20条による。

(交付額の確定の通知)

第11条 規則第18条の規定による交付すべき補助金の額の確定の通知は、様式第5号によるものとする。

(その他)

第13条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年9月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、各年度の当初において補助金についての予算措置が講ぜられなかった場合は、当該年度の前年度の3月31日限り、その効力を失う。
- 3 この要綱の失効前に規則又はこの要綱の規定によりなされた補助金についての行為に対する規則又はこの要綱の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

別表（第3条関係）

1 補助事業	2 補助事業者	3 補助対象経費	4 補助率	5 限度額
他者又は自らが主催する展示商談会等により、商品、製品（一次産品を含む。）又は技術（以下「商品等」という。）を展示し、又は紹介する事業	次の各号のいずれかに該当する者であつて、本市に主たる事業所又は工場を有し、かつ、市税を滞納していないもの (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者及び同条5項に規定する小規模企業者 (2) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体 (3) 中小企業基本法の基本理念にのつとつた中小企業の振興を図ることを目的に設立された法人または任意団体	出展料、出展に係る備品等の賃借料、広告費、印刷製本費、消耗品費、案内状の発送費、商品等の搬送費、展示商談会に従事する者（アルバイトの者を除く。）の交通費及び宿泊費（倉吉市職員の旅費に関する条例（昭和28年条例第32号）の規定による旅費の計算の例により計算した額を限度とする。）その他市長が必要と認める経費	3分の2	20万円

様式第1号（第5条関係）

倉吉市商品等販路開拓支援事業費補助金事業計画書

1 補助事業

- (1) 補助事業等の名称 倉吉市商品等販路開拓支援事業費補助金
- (2) 着手（予定）年月日 年 月 日
- (3) 完了（予定）年月日 年 月 日

2 申請者の概要

企業名又は団体名		代表者	
所在地	〒		
創業・開業日		資本金	円
従業員数		業種	
担当者		部署／役職	
電話番号		E-mail	
暴力団等との関係	☐ 申請者は、補助金等交付申請書を提出する時点及び補助事業を実施する期間において、(1)暴力団、(2)暴力団員、(3)暴力団関係者のいずれにも該当しません。		

3 事業の概要

展示商談会概要	
名称	
開催場所	
開催日程	
主催者	
後援者等	
出展内容	
出展面積	
出展の目的	
出展商品等の名称及び展示内容	

出展商品等の 開発又は販売 の開始年月日	
PRポイント (商品等の説明、特徴等)	
その他	
出展経験	過去に出展したことが ・ある ① 独自で () 回出展 ② 商工団体、県で () 回出展 ・ない

4 必要添付書類

- (1) 展示会等の概要がわかるもの(出展要綱、パンフレット等)
- (2) 展示予定商品等の資料、パンフレット等
- (3) 会社概要のわかるもの
- (4) 市税を完納している証明書

様式第2号（第5条関係、第9条関係）

倉吉市商品等販路開拓支援事業費補助金収支予算書（決算書）

企業名又は団体名：

1 収入の部

（単位：円）

科 目	予算額(ア) (決算額(ア))	(予算額(イ))	増減（ウ＝ア－イ）	備考
市 補 助 金				
計				

2 支出の部

（単位：円）

科 目	予算額(ア) (決算額(ア))	(予算額(イ))	増減（ウ＝ア－イ）	備考
計				

※摘要欄には、科目ごとの積算を明記すること。（別葉として添付可）

3 添付書類

（１） その他の事業に係る関係書類

番 号
年 月 日

様

倉吉市長

〇〇年度倉吉市商品等販路開拓支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった倉吉市商品等販路開拓支援事業費補助金については、倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第29条。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり交付することに決定したので、同規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

補助金の対象事業は、倉吉市商品等販路開拓支援事業費補助金交付要綱（令和5年4月1日付倉吉市経済観光部長決裁、以下「要綱」という。）第4条第1項に規定する事業とし、その内容は、年 月 日付けで申請のあった補助金交付申請書の記載のとおりとする。

2 交付決定額等

補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- (1) 算定基準額 金 円
- (2) 交付決定額 金 円

3 経費の配分

補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、補助金交付申請記載のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、要綱第4条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合にあっては、変更後の額）のいずれか少ない額により行う。

5 補助規程の遵守・その他の条件

補助金の収受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様式第4号（第8条関係）

倉吉市商品等販路開拓支援事業費補助金事業報告書

1 補助事業

（1）補助事業等の名称 倉吉市商品等販路開拓支援事業費補助金

（2）着手年月日 年 月 日

（3）完了年月日 年 月 日

2 申請者

企業名又は団体名		代表者	
所在地			
担当者		部署／役職	
電話番号		E-mail	

3 事業の実績概要

展示商談会名称			
開催場所			
開催日程			
主催者			
後援者等			
事業の成果			
小間来場者	人		
商談件数	相談件数	件	
	うち成立件数	件	
	交渉中件数	件	
出展の目的の達成度			
出展に関する課題等			

今後の取り組み	
---------	--

4 必要添付書類

- (1) 支払に係る証憑書類の写し
- (2) 補助事業の実施の様子の分かる写真

番 号
年 月 日

様

職氏名

〇〇年度倉吉市商品等販路開拓支援事業費補助金交付額確定通知書

年 月 日付倉 第 号で交付決定のあった倉吉市商品等販路開拓支援事業費補助金（以下「補助金」という。）について、次のとおりその交付額を確定したので、倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第29号。以下「規則」という。）第18条第1項の規定に基づき、通知します。

記

1 補助金の名称 倉吉市商品等販路開拓支援事業費補助金

2 確定交付額等

補助金の確定交付額及びその算定基準額並びに交付決定額は、次のとおりである。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 確定交付額 | 金 | 円 |
| (2) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (3) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 補助規程等に従わない場合の補助金の返還等

交付額確定通知があった場合でも、規則又は要綱の規定に従わないときは、規則第21条第2項において適用する同条第1項の規定により、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、並びに規則第22条第2項、第23条第1項及び同条第4項の規定により、交付決定の額を超えた部分の補助金の返還を命じ、及びそれについての加算金及び延滞金の納付を求めることがあります。